

あなたの老後の生活 想像できますか Q & A

カ ン タ ン

やさしい
年金講座(その66)

● 離婚時の年金分割について ●

Q

離婚した場合、厚生年金の分割ができるそうですが、どのようなしくみなのでしょう。私は現在40歳で、独身のときに厚生年金保険に加入していましたが、結婚後は専業主婦をしていました。その後就職し、厚生年金保険に加入しています。万一、今後離婚した場合、どのように年金が分割されるのでしょうか？

A

平成19年4月1日から、離婚時の厚生年金の分割制度が施行され、婚姻期間中の厚生年金の保険料納付記録を当事者の合意で分割できるようになりました。平成20年4月1日からは、離婚時の第3号被保険者期間についての厚生年金の分割制度が施行され、平成20年4月1日以降の第3号被保険者期間について、合意がなくても1/2に分割できるようになりました。制度のしくみや分割方法は下図をご参照ください。

I 平成19年4月1日～ 離婚時の厚生年金の分割制度

<制度のしくみ>

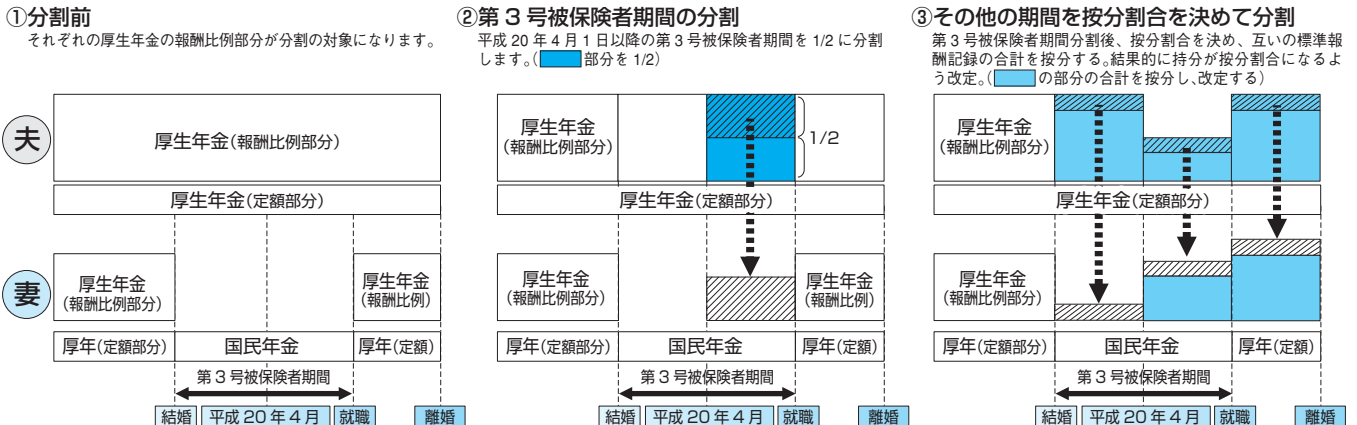
- 平成19年4月1日以降に離婚をした方が対象です。
離婚のほかに、婚姻の取り消し(重婚・待婚期間内の婚姻などを取り消すこと)や事実婚(被扶養配偶者として、国民年金の第3号被保険者期間がある場合のみ)の解消も対象とされています。
- 婚姻期間中の保険料納付記録(標準報酬の記録)を分割できます。
施行日前の期間も分割の対象になります。
分割されるのは、厚生年金保険の報酬比例部分に限られ、厚生年金保険の定額部分や基礎年金、企業年金基金から支給される年金は影響を受けません。したがって、国民年金の加入期間しかない配偶者(自営業など)から分割を受けることはできません。
- 当事者の合意で按分割合を決めます。
当事者間の協議で分割後の両者の按分割合を決め、分割請求することを合意の上、社会保険事務所に分割請求をします。合意がまとまらない場合は、当事者一方の求めで裁判所が分割割合を定めることができます。
- 按分割合は、婚姻期間中の当事者双方における標準報酬の総額の2分の1までです。
標準報酬記録の合計を比較して、多い人から少ない人に分割します。按分割合が2分の1の場合、多い人の記録を2分の1移すわけではなく、結果的に二人の持分が2分の1になるような割合(改定割合)で標準報酬の記録が移されます。
- 請求は、原則として離婚から2年以内です。
- 個人の記録を分割するので、分割後に再婚したり元夫や元妻が死亡しても、年金は変わりません。

II 平成20年4月1日～ 離婚時の第3号被保険者期間についての厚生年金の分割制度

<制度のしくみ>

- 平成20年4月1日以降に離婚をした方が対象です。
- 平成20年4月1日以降の第3号被保険者期間の保険料納付記録(標準報酬の記録)を分割できます。
平成20年4月1日以降の第3号被保険者期間のみ分割できます。
*第3号被保険者…第2号被保険者(厚生年金保険加入者)に扶養されている者
- 分割する割合は必ず2分の1で、第3号被保険者一方の請求のみで分割できます。
当事者の合意は不要です。ただし、平成20年4月1日前の婚姻期間については、按分割合や分割請求には当事者の合意が必要です(平成19年4月～離婚時の厚生年金の分割制度をご参照ください)。
- 「離婚時の厚生年金の分割制度」との関係
平成20年4月1日以降の離婚で、按分割合を合意により決める離婚分割(平成19年4月～離婚時の厚生年金の分割制度)の請求がされたとき、第3号被保険者期間(平成20年4月1日以降の期間)の分割対象がある場合には、同時に第3号被保険者期間分割に関する請求も行われたものとみなします。

両制度が関連する分割(例題の場合)



*今後とりあげてほしいご質問等ございましたら、shakaihoken_well@toyobo.jpまでメールしてください。